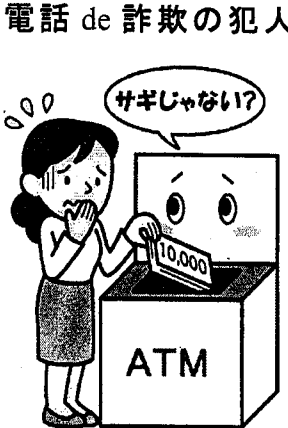


電話de詐欺の撲滅



電話 de 詐欺の犯人は、あなたの息子、孫などをかたり、緊急事態の解決のためお金が必要などと言ひ、お金をだまし取ろうとしたり（金くれ詐欺）、市役所の職員をかたり、医療費の還付金があるなどと言ひ、ATMへ誘導し、たくみにお金を振り込ませようとします（金やる詐欺）電話でお金の話があったらおかしいと思ひ、必ずご自身からご家族に確認したり、警察に相談をしましょう。

みんなで作ろう
安全のまほう

※ 相談先
電話 de 詐欺専用相談ダイヤル
TEL (代表) 0120-494506
又は、市原警察署生活安全課



有秋
だより

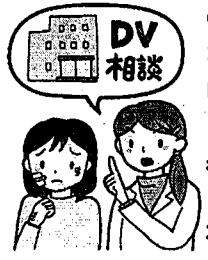
平成28年
11月
有秋交番
発行 一 條

有秋交番 0436-66-4342
市原署 0436-41-0110

女性に対する暴力防止

DV・ストーカーや性犯罪をはじめとした、女性に対する暴力は、女性の権利を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

このような事案の防止のためには、暴力被害について考えること、女性自身で被害に遭わないよう、防犯知識を持つこと、被害に遭った場合は、早期の相談や届出をすることが大切です。



狩猟における事件事故の防止



【留意事項】
狩猟者は、必ず狩猟期間前に射撃練習を行い、射撃技能の維持向上に努めましょう。

狩猟に適合する実包を製造・譲受・消費・廃棄したときは必ず記載。

狩猟期間中は、銃の保管に十分注意し、許可を受けず、他人に譲渡せず、所持している銃を失くさないよう注意し、事件・事故の防止に努めましょう。

十月五日（水）から十一月五日（火）までの期間、市内の狩猟期間中は、銃の所持はできません。狩猟者は、この期間中に、銃の所持はできません。狩猟者は、この期間中に、銃の所持はできません。

有秋交番管内事件事故発生状況

【9月16日～10月15日】

事件	空き巣	1件
事故	人身事故	0件
	物損事故	6件

犯罪被害者相談窓口

相談サポートコーナー 043-227-9110
(プッシュ・携帯「#9110」)

女性被害110番 043-223-0110
少年センター(ヤングテレホン) 0120-783-497
女性相談所 0120-048-224
(電車内における痴漢等)

相談サポートコーナーへのメール相談
tekkeisoudan@police.pref.chiba.jp



市原警察署電話de詐欺通信

○市原市内での平成28年9月末現在の発生状況

発生件数42件 被害総額 約1億3200万円

前年比 +23件 +約9700万円

※手口内訳 還付金詐欺21件、オレオレ詐欺15件、架空請求4件、融資保証金詐欺等2件

【被害者の年齢分析】

～40代	2	70代	14
50代	2	80代	9
60代	15	90代～	0

【被害者の性別分析】

男性	女性
10人	32人

【地区別被害発生状況】※被害者の住所地で計上

五井地区	9	国分寺台地区	6
市原地区	11	姉崎地区	4
ちはら台地区	1	有秋地区	1
辰巳台地区	0	南総地区	6
市津地区	1	加茂地区	1
三和地区	2	合計	42

【電話de詐欺の架電件数(届出件数)】

五井地区	114	国分寺台地区	28
市原地区	114	姉崎地区	54
ちはら台地区	12	有秋地区	23
辰巳台地区	7	南総地区	31
市津地区	36	加茂地区	9
三和地区	30	合計	458

※被害届が提出された件数です。

※市原署に通報があった件数です。

○年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）に関する還付金詐欺にご注意ください。

高齢者向け給付金等の還付金に関して、県や市町村、厚生労働省などがATMの操作をお願いすることはありません。

「携帯電話を持ってATMに行ってください。」と電話で言われたら詐欺です。

また、携帯電話で話しながらATMを操作している方がいましたら、詐欺の被害者かもしれませんので、声をかけて止めてあげてください。110番通報もよろしくお願ひします。